

第111回八戸市都市計画審議会

平成30年6月27日

都市計画に関する情報提供

- ①八戸市都市計画審議会について
- ②八戸市都市計画マスタープランについて
- ③八戸市立地適正化計画について
- ④都市計画道路の見直しについて

①八戸市都市計画審議会について

1.職務

都市計画法第77の2第1項の規定により設置される機関で、

- ①都市計画法によりその権限に属された事項の調査審議をすること
- ②市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議をすること

【都市計画の種類】

土地利用（市街化区域、市街化調整区域、用途地域など）、都市施設（道路、公園、下水道など）、市街地開発事業（土地区画整理事業など）、地区計画等

2.審議会委員構成

当審議会の委員は学識経験者、市議会議員、国・県の職員、市の住民で構成されております。委員数は15名。

3.審議会の位置付け

「都市計画を決定・変更する際、都市計画審議会の議を経て決定・変更するもの」と都市計画法の条文に記載されている。

言い換えれば

◇都市計画審議会で案が否決されると、一般的には都市計画を決定・変更できない。

②八戸市都市計画マスタープランについて

■都市計画マスタープランについて（目標年次：平成50年）

- 目指す将来像やその実現に向けた基本方針などを示す「都市計画」の指針
- 平成30年3月に「**えがおをはぐくむ えがおがつながる まち**」を将来都市像とする都市計画マスタープランを策定

【都市計画マスタープランの構成】

全体構想	八戸市全体の将来像を示す
地域別構想	市内を身近な地域に区分し、各々の将来像を示す
推進方策	構造の実現のための進め方を示す



【将来都市像】

えがおをはぐくむ
えがおがつながる まち

【将来都市構造】

都市活力の維持・向上を図りながら、
みんなが住みやすい・住み続けられるまちを実現する、

コンパクト&ネットワークの都市構造

を構築します。

【地域別構想】

市内の行政区分や市街地形成を基本としつつ、南郷地域を含めた11地域に区分



②八戸市都市計画マスタープランについて

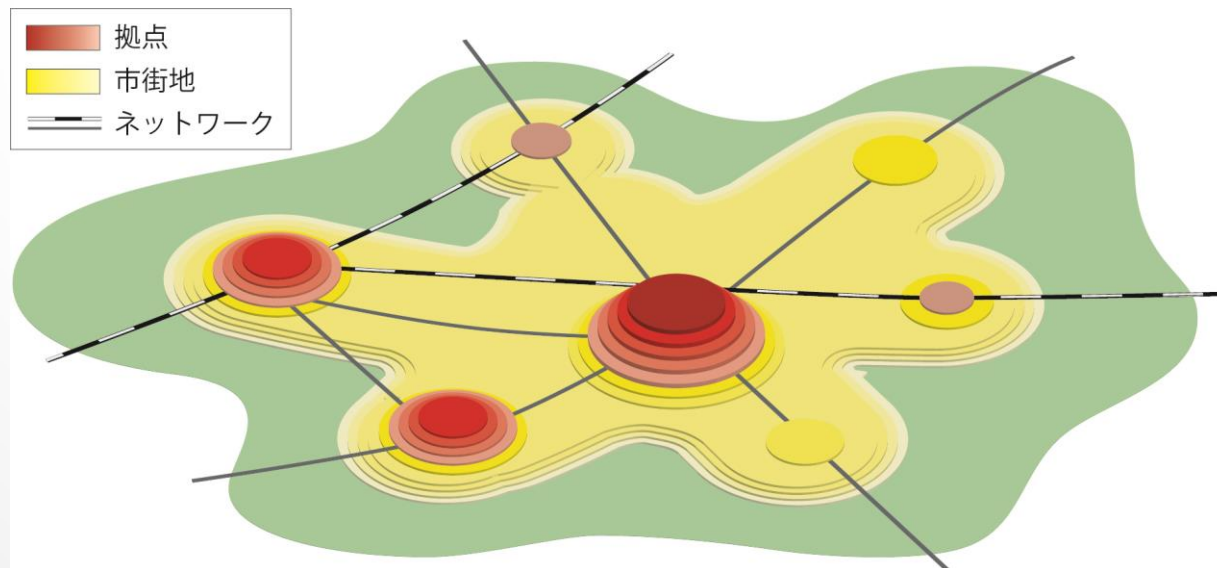
■『コンパクト&ネットワークの都市構造』とは

- 市街地の拡大を抑制して「コンパクト」な市街地を形成するとともに、市内各所と拠点をつなぐ公共交通などの「ネットワーク」の充実を推進

これにより…

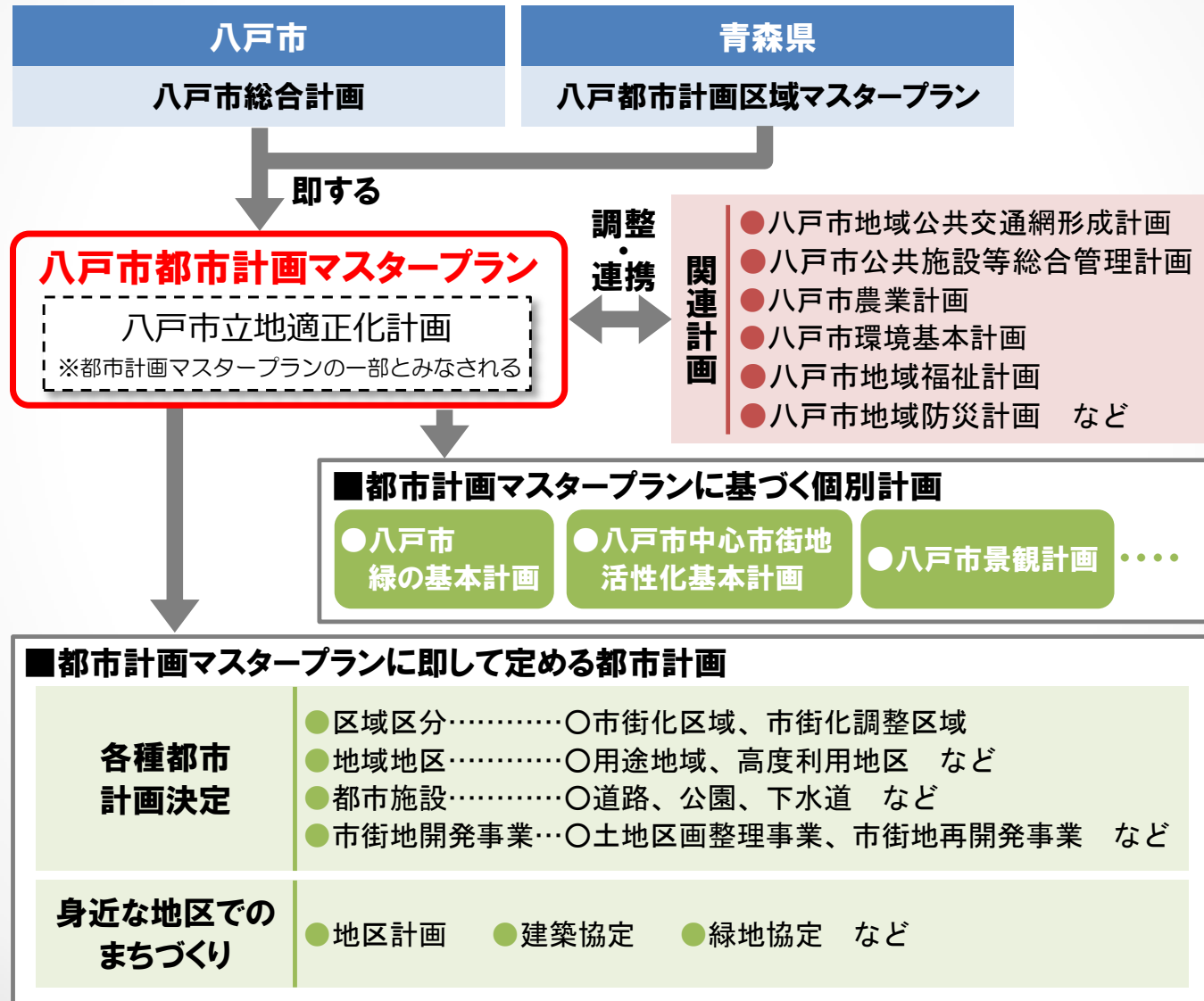
- 人口が減少する中でも都市活力の維持・向上を図りながら、みんなが住みやすい・住み続けられるまちを実現

【「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成イメージ】



②八戸市都市計画マスタープランについて

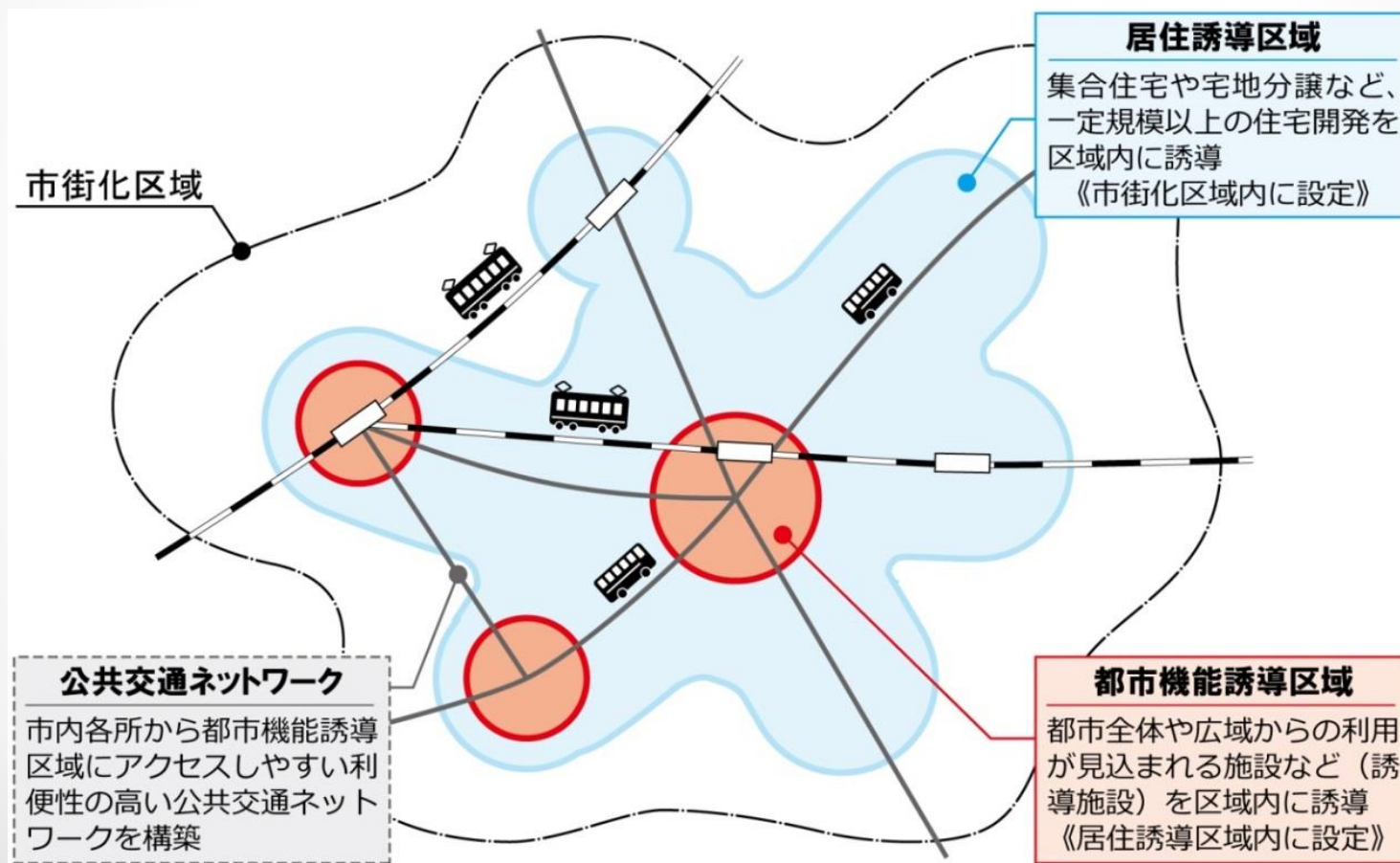
■計画の位置付けについて



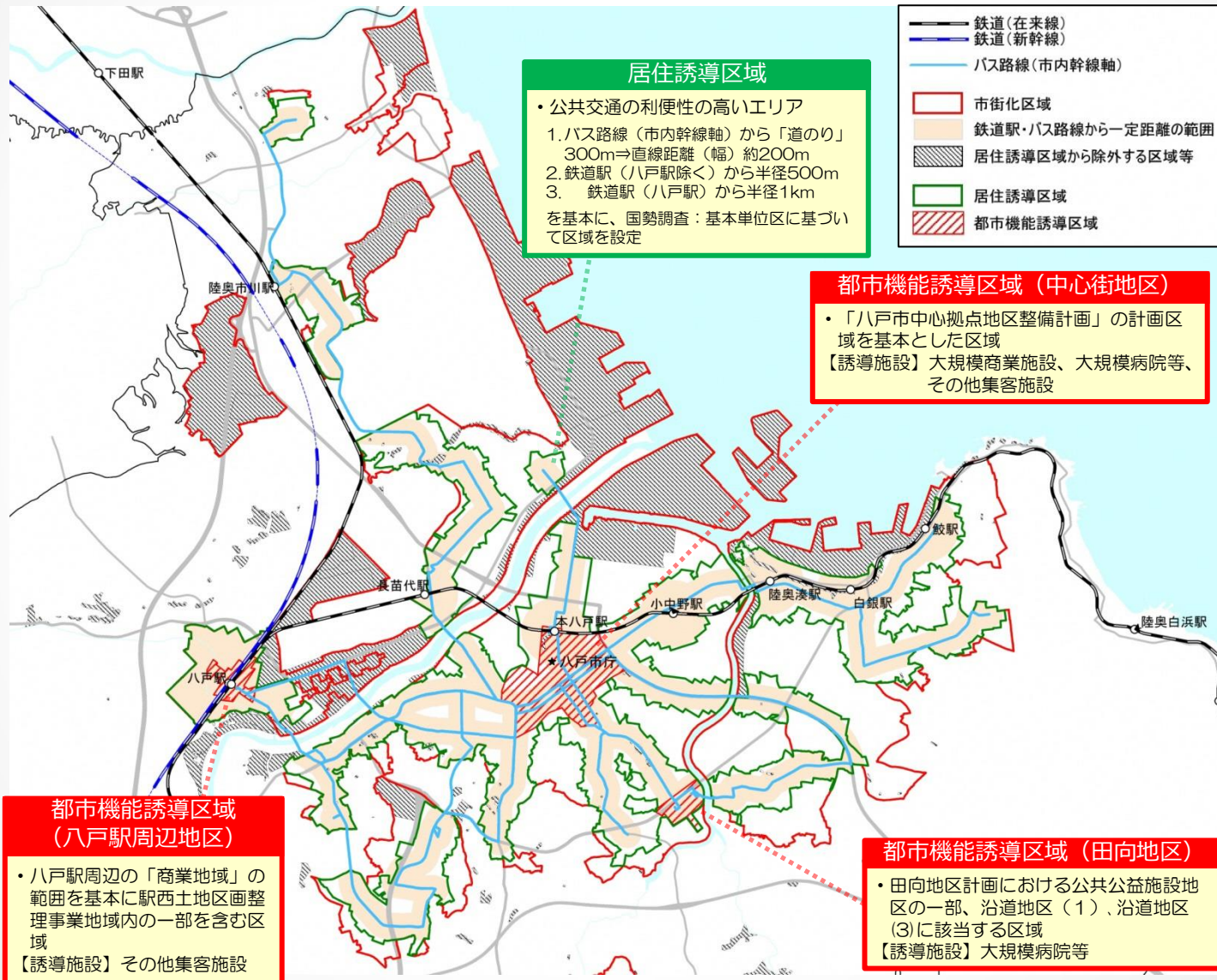
③八戸市立地適正化計画について

立地適正化計画とは・・・

- 人口減少や超高齢社会が進行する中でも、暮らしやすいまちの構造（コンパクト&ネットワークの都市構造）を形成してくための計画
- 八戸市では、都市再生特別措置法に基づき平成30年3月に策定



③八戸市立地適正化計画について



④ 都市計画道路の見直しについて

都市計画道路の見直し(1/2)

都市計画道路を決定する目的と効果

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため

- ・事前にルートを示す
- ・道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う

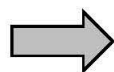
都市計画道路を見直しする目的

【社会情勢の変化】

- 近年の人口減少・少子高齢化の進行
- まちづくりの方向性の変化(中心市街地の再生)により、道路の必要性も変化
- 公共投資の縮減

【長期間未着手に弊害・課題】

- 実施時期の不明確により、地権者の将来生活設計に支障
- 建築制限により、土地の有効利用や土地売買に影響
- 現在の整備ペースでは、相当な期間、建築制限を課す状態が続く



未整備の都市計画道路について、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を検証し、**計画の継続、変更、廃止の位置づけを適切**に行う

都市計画道路見直しの現状

- 第1回見直し(H21~24)では、19都市計画区域において実施(24都市計画区域中)(路線数・延長等、下記のとおり見直された)

平成21年度末時点
528路線、決定延長1,357km 未着手753km(55%)



平成24年度末時点
446路線、決定延長1,151km 未着手509km(44%)

- H25年度~H29 第2回見直しに向け評価カルテの作成、各市町村へのヒアリング等

④ 都市計画道路の見直しについて

都市計画道路の見直し(2/2)

- 都市計画道路の見直しは平成17年度策定のガイドラインを基に実施
- 平成29年度から平成30年度にかけて、各市町村において都市計画基礎調査を実施
- 前回見直し手続き(平成22年度～平成24年度)から10年経過で見直しタイミングを迎える
- 立地適正化計画の策定、公共交通網計画などの作成契機
- 総合計画等の上位計画の見直しの反映

これら社会情勢の変化を考慮したカルテの見直し、ヒアリングの結果等による定性的な評価と平成31年度に予定する将来道路網検討調査による定量的な評価を行い、見直し手続を進捗

	～平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
路線評価カルテの見直し	■			
市町村意見交換		■		
関係機関との意見交換 (県の道路課・港湾空港課、青森河川国道)		■		
交通需要推計調査			■	
上記を踏まえた 見直し方針の調整			■	
見直し方針の決定			■	
都市計画の変更手続き				■

順次、変更手続き実施

■ が、市町村に作業が生じる事項